楢葉町新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援制度

（申請期間:令和３年４月～）

【制度継続】　新型コロナウイルス対策消耗品調達助成金	
制度概要	飲食店、ホテル等の不特定多数の人が集まる来客型の店舗に対して、アルコール消毒等の新型コロナウイルス感染予防の取り組みに要する経費を、予算の範囲内において助成します。
対 象 者	不特定多数の人が集まる来客型の店舗を楢葉町で営む事業者 ※上記店舗の例として、飲食店、小売店、宿泊施設、生活関連サービス店（理容店、美容店、クリーニング店等）、物品賃貸店（レンタルショップ等）等が該当します。
助 成 額	令和３年４月～令和３年９月に調達した新型コロナウイルス感染予防に係る消耗品経費全額 ※助成額の上限を１５万円とします。また、令和２年10月～令和３年３月に調達した新型コロナウイルス感染予防に係る消耗品経費を超えて経費を申請できないものとします。
申請期間	令和３年４月～９月 ※予算の限りとなりますが、令和３年10月～令和４年３月においても、この期間の消耗品経費を対象とした助成制度を継続する想定です。助成制度の継続が決定しましたら、後日お知らせします。
消耗品の例	マスク、消毒液、アルコール液、使い捨て手袋、ペーパータオル、フェイスシールド、非接触式体温計、ハンドソープ、石けん、アクリル板、ビニールカーテン、フロアマーカー、コイントレーなど ※申請書類に添付していただく消耗品の使用方法を証明する書類を用いて審査した結果、申請された消耗品が以下に該当すると認められた場合、助成額を減額することがあります。 - 新型コロナウイルス感染予防用の物品であるものの消耗品であると認められないもの（サーモグラフィカメラなど） - コロナ過以前においても調達していたと認められるもの（食器洗剤など。この場合はコロナ過の影響で使用量が増えたと認められる分について助成します。）
備考	前年度の制度においては、コロナ過前後における売上比較も対象者の条件として求めていたため、コロナ過以降に営業を開始した事業者等、コロナ過以前の売上げがない事業者が対象者から除外されていました。これを改め、対象者の条件から売上比較を削除し、幅広い事業者が支援の対象となるように見直しました。

令和３年７月

<table>
<tr><td>【制度継続】</td><td>新型コロナウイルス対策経営支援助成金</td></tr>
<tr><td>制度概要</td><td>新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、大きな経済的影響を受けた町内事業者に対して、事業の継続・再起等を目的として、予算の範囲内において助成金を交付します。</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であって、①又はすべてに該当するもの
① 感染症の影響により、令和３年度（令和３年４月～令和４年３月）の所定の月の売上が令和元年度（申請者の会計年度）の月平均売上に対して30%以上減少している者
② 令和３年１月15日～２月14日又は令和３年５月15日～5月31日の間、福島県から飲食店へ要請された営業の時短に対して、全日協力した飲食店事業者（休業も可）</td></tr>
<tr><td>助成額</td><td>① 売上げが 30%以上減少したと申請した月における令和元年度の月平均売上からの減少額（ただし以下に示す上限あり。）
② 10万円</td></tr>
<tr><td>助成額①の上限額</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>従業員が20名未満</th><th>従業員が20名以上</th></tr>
<tr><td>収入減少率が50%未満</td><td>10万円</td><td>15万円</td></tr>
<tr><td>収入減少率が50%以上</td><td>15万円</td><td>20万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>申請期間</td><td>令和３年４月～令和４年３月</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>前年度においては、福島県緊急事態措置（令和２年４月１６日～５月１５日）において要請された時短、休業等に協力した者へ、10万円の加算がありました。今年度においては、令和３年１月１３日～２月14日又は令和３年５月15日～5月31日における福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策において飲食店に要請された営業時間短縮に協力した飲食店事業者へ、10万円の加算を行います。</td></tr>
</table>

※新型コロナウイルス対策特別資金利子補給助成金につきましても、前年度と同様に申請を受け付けております。

お問い合わせ
楢葉町役場　新産業創造室
〒979-0696
福島県双葉郡楢葉町大字北田字金突堂５の６
電話　0240-23-6105
FAX　0240-25-5564
Mail　souzou-n@town.naraha.lg.jp

令和３年７月